

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第 7 号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（他の公安委員会への通知） 第 9 条 公安委員会は、法第19条第 1 項の規定による火薬類の運搬の届出があった場合において、当該運搬に係る火薬類の通路又は到達地が他の都道府県にわたるときは、関係都道府県公安委員会に通知するものとする。この場合において、その通知は、原則として 1 トン以上の数量を運搬する場合に行うものとし、鉄道、船舶又は航空機により運搬する場合にあっては、通過地の都道府県公安委員会に対する通知は、行わないものとする。 （意見の聴取の公告） 第17条 公安委員会は、意見の聴取をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見提出の期限をその期限の日の 7 日前までに公安委員会の掲示板への掲示その他の適切な方法により公告しなければならない。 （意見の聴取の延期及び続行） 第22条 略 2 前項の規定により意見の聴取を延期し、又は続行する場合においては、主宰者は、次回の期日及び場所を定め、これを審査請求人又はその代理人に通知するものとするとともに、公安委員会の掲示板への掲示その他の適切な方法により公告しなければならない。 <u>別記様式第 5 号 削除</u>	（他の公安委員会への通知） 第 9 条 公安委員会は、法第19条第 1 項の規定による火薬類の運搬の届出があった場合において、当該運搬に係る火薬類の通路又は到達地が他の都道府県にわたるときは、関係都道府県公安委員会に、<u>別記様式第 5 号の火薬類運搬通知表により電話で通知するものとする</u>。この場合において、その通知は、原則として 1 トン以上の数量を運搬する場合に行うものとし、鉄道、船舶又は航空機により運搬する場合にあっては、通過地の都道府県公安委員会に対する通知は、行わないものとする。 （意見の聴取の公告） 第17条 公安委員会は、意見の聴取をしようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見提出の期限をその期限の日の 7 日前までに公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>公告しなければならない。 （意見の聴取の延期及び続行） 第22条 略 2 前項の規定により意見の聴取を延期し、又は続行する場合においては、主宰者は、次回の期日及び場所を定め、これを審査請求人又はその代理人に通知するものとするとともに、公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>公告しなければならない。 <u>別記様式第 5 号</u>

火 薬 類 運 搬 通 知 表		① 発 信 年 月 日 午 前 後 時 分	
② 発 信 県 名		③ 取 扱 者	発
			受
④ 通 知 先	県 名		
	取 扱 者 名		
⑤	運 搬 届 出 入 住 所 氏 名		
⑥	届出火薬類の 種類及び数量		
⑦	車両の種類、 台 数 及 び 運 転 者 名		
⑧	出 発 地		
⑨	到 達 地		
⑩	通過及び通過 日 時		
⑪	備 考		

備考

- 1 備考の欄には、上記各欄に掲げる通知事項のほか、特に通知する必要のある事項及び相手方から連絡のあった事項について記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。